

滞納整理事務の集中化の実施について

沖縄国税事務所においては、税務署における徴収事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署（中心署）において、近隣・離島の税務署（対象署）の滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を以下の税務署で実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
【中心署】	【対象署】
那覇税務署	宮古島税務署
沖縄税務署	名護税務署

留意事項

- 滞納整理について
 - ・ 対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談について
 - ・ 対象署の管轄地域の納税者の方等との納付相談につきましては、下記の番号にお電話いただければ、中心署の徴収担当職員が対応します。
 - ・ 面接による納付相談は、中心署の徴収担当職員が、対象署において対応します。あらかじめ下記の番号へ御連絡の上、納付相談の御予約をお願いします。

【専用電話（中心署徴収担当へ転送されます。）】

宮古島税務署 0980-73-7111

名護税務署 0980-38-0301

- ・ 対象署の管轄地域の納税者の方に関する書類の提出先は、引き続き、対象署となります。